相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県海部郡海陽町久保字久保四二番地、最後の住所大阪府寝屋川市成田南町九番三号　被相続人　亡　岡山　善一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北一一〇一号室

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府豊中市上野西二丁目二〇番、最後の住所大阪市西区江戸堀二丁目六番二五―四〇七号　被相続人　亡　薗　理恵

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

大阪市中央区北浜二丁目一番五号平和不動産北浜ビル四階

相続財産管理人　弁護士　白井啓太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県倉敷市連島町鶴新田九〇三番地第一、最後の住所岡山県倉敷市連島町鶴新田九〇三番地一　被相続人　亡　出宮　鈴子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

岡山県倉敷市児島駅前一丁目四六番地倉敷ファッションセンター二階

相続財産管理人　弁護士　村山　晃康

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲三八四二番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　福島ムラヲ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城四一七一番地一　マイスターハウス一〇三号

相続財産管理人　司法書士　増本　園

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県八代市鏡町鏡村二〇番地、最後の住所熊本県八代市鏡町下村八八七番地一三　被相続人　亡　吉川　賢治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

事務所熊本県宇城市松橋町曲野三三〇八番地二　光ビル二階

相続財産管理人　司法書士　黒江　正志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県那覇市字栄原六丁目四六四番地、最後の住所沖縄県浦添市字経塚三四六番地平安病院　被相続人　亡　上原　安信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年三月二十六日

沖縄県那覇市鏡原町二七番地一　鏡原産業ビル一階　相続財産管理人　寺田　明弘

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承ください。

平成三十年三月二十六日

一　墳墓等所在地　千葉県富津市亀田一一三八番地

一　墳墓等の名称　浄光寺墓地　髙**橋**家之墓

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳　髙**橋**てる

一　改葬を行おうとする者　千葉県富津市亀田一一三八番地　宗教法人浄光寺　代表役員　関義央

無縁墳墓等改葬公告

永年にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

平成三十年三月二十六日

一　墳墓等所在地　埼玉県入間市大字寺竹一〇六一番地

一　墳墓等の名称　入間メモリアルパーク

一　墓地使用者　高松正子

一　区画番号　第一区二号一五五番

一　死亡者の本籍及び氏名　東京都立川市曙町三丁目二一六番地　高松慶二、東京都立川市錦町三丁目一四番地　高松敏夫、東京都立川市曙町三丁目二一六番地　高松カネ

一　改葬を行おうとする者　東京都新宿区西新宿六丁目五番一号　公益財団法人墓園普及会　理事長　大澤　秀行

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成30年3月26日

東京都千代田区紀尾井町3番30号
公益社団法人不動産保証協会

記

年度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平29不保1236	有限会社松岡不動産	北海道知事渡島(7)769	代表取締役 松岡久治	1000万円
平29不保1237	有限会社高田義信事務所	北海道知事石狩(5)6107	代表取締役 高田義信	〃
平29不保1238	ティアイ・エステート株式会社	北海道知事石狩(2)7495	代表取締役 伊藤孝道	〃
平29不保1239	株式会社新山手	群馬県知事(5)5698	代表取締役 清水洋一	〃
平29不保1240	株式会社トーリン	埼玉県知事(3)20971	代表清算人 島田正二	〃
平29不保1241	有限会社リトレッド開発	埼玉県知事(2)21356	代表取締役 森戸剛	〃
平29不保1242	株式会社エステート・JAPAN	埼玉県知事(2)21368	代表取締役 山内浩二	〃
平29不保1243	株式会社幸見不動産	埼玉県知事(1)23188	代表取締役 平田明政	埼玉県ふじみ野市亀久保1190―12
				埼玉県朝霞市西原1―8―6
				群馬県前橋市六供町1016―4
				埼玉県熊谷市曙町5―25
				埼玉県新座市畑中1―16―43